

令和7年度職員団体との交渉結果（第1回人事課長交渉（現業））

1. 交渉団体

滋賀県職員組合、滋賀県職員組合現業職員協議会

2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和7年11月11日（火）15:00～16:15 本館3-B会議室

4. 内容

基本賃金、諸手当関係、業務体制の確立、職場環境の改善、人事評価制度 など

5. 交渉状況

職員団体	県
現行の給与水準の維持は強い要求であり、国の行政職俸給表（二）水準への見直しについては、双方の認識に大きな隔たりがある。	技能労務職給料表は多くの都道府県で見直しが実施され、または見直しに向けた取組がされている状況である。本県においても見直すべき時期に来ていると考えているが、双方の認識に大きな開きがあることから時間をかけてお互いに研究したい。
特地勤務手当について、地域手当との減額調整措置の廃止を求める。また、特地勤務手当に準ずる手当については、新たに採用された職員も対象とするよう求める。	国においては特地勤務手当と地域手当の減額調整を廃止されたが、今年度の人事委員会勧告では減額調整措置の廃止の勧告がなかったことから、対応は困難である。また、特地勤務手当に準ずる手当については、特地公署等への採用に伴い転居した職員に新たに支給するよう勧告があったことから、これを基本に検討を進めている。
夏期ハウス内薬剤散布作業について、記録的猛暑が続く中での作業は、熱中症等の危険が伴うため、同作業に対する手当を新設することを求める。	真夏のハウス内での作業は、衣服での調整ができないものであると認識しているが、作業方法や作業環境の面で可能な限り配慮がされていると聞いている。同様の手当を措置している団体は全国でも多くはないことから、直ちに手当を新設することは困難であるが、近年猛暑が続いていることを踏まえ、手当を支給している団体の運用を確認し、全般的な点検の際には部局の考え方を聞き、引き続き話し合いたい。
ダムの堤体斜面における除草作業について、足場が不安定で非常に危険であるため、特殊勤務手当の増額を求める。	ダムの堤体斜面における作業については、危険を伴う作業であると認識しているが、同様の手当を支給している団体が少数であることや、近隣府県の手当額と比較しても大きな差がないことから、直ちに手当の増額や対象を拡大することは困難である。なお、特殊勤務手当全般について、今後もその時々に情勢に応じ、必要な見直しを行っていくという考え方にはない。
業務体制の確立について、現業職員が退職してしまう前に正規採用し、技術や知識の継承等がスムーズに行えるよう1年以上の引継ぎ期間を確保できるよう職員を採用してほしい。また、職種にかかわらず、欠員が生じないよう正規職員で補充	退職に伴う補充については、欠員を即その職で補充するのではなく、部局の考え方を聞きながら、業務量の推移や将来的な見通し、業務の代替性、社会的情勢などを総合的に勘案しながら検討していく

してほしい。	いきたい。
畜産技術振興センターでは、若い職員の退職が相次いでいるため、一日でも早く欠員の補充をお願いしたい。	これまでから、業務の量、内容、特性や必要性等を十分検討の上、必要な採用を行ってきたところ。今後も、部局の考えを聞きながら、必要な対応について検討したい。
技能労務職員の人事評価制度について、業務の性格上、目標を設定することが困難であるため、1年間の振り返りを行うだけでよいのではないか。業務内容に見合ったものとし、真に人材育成のための制度とすることを求める。	人事評価制度は、人材育成のツールとして活用している。職員の頑張りが適切に評価されるよう、必要に応じて見直しも行いながら、引き続き制度が効果的なものとなるよう取り組んでいきたい。